

愛知県立古知野高等学校同窓会会則

第1条 名称・事務局

本会は愛知県立古知野高等学校同窓会と称し事務局を同校に置く。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に貢献することを目的とする。

第3条 会員

本会は次の会員を以って組織する。

- (1) 会員 愛知県立古知野高等学校卒業生
- (2) 特別会員 愛知県立古知野高等学校職員及び旧職員

第4条 事業

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会員の慶弔
- (3) 母校事業の後援
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 会議

本会の会議には総会・役員会を置く。

必要があるときは特別委員会を置くことができる。

- (1) 総会は原則として2年に1回開催する。
会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
日程は役員会で決定する。
- (2) 役員会は少なくとも年1回開催する。
会長が必要と認めた場合は、臨時役員会を開催することができる。
- (3) 上記各会の議決は出席役員の過半数とする。

第6条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 理事 若干名
- (7) 委員 若干名
- (8) 顧問 若干名

第7条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 役員の選出

- (1) 会長・副会長・会計・監査は会員の中より役員会において推薦もしくは互選によって決定し、総会において報告する。
- (2) 書記は特別会員に委嘱する。
- (3) 理事は特別会員に委嘱する。
- (4) 委員は各卒業年次毎に互選し決定する。
- (5) 顧問は母校の現職校長及び歴代会長・会員で本会に功績のあった者に委嘱する。

第9条 会 計

- (1) 本会の経費は会費及び寄付金を以ってこれにあてる。
- (2) 会員は会費として、入会の際4,000円を納めるものとする。
- (3) 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 本会の予算及び決算は毎年役員会において決定し、総会において報告する。

第10条 住所等の変更

会員は姓名・住所等を変更したときは、すみやかに本会事務局に報告するものとする。

第11条 委 任

この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は昭和29年8月8日から施行する。

昭和31年	4月29日	一部改正
34年	4月29日	〃
41年	4月29日	〃
43年	5月19日	〃
46年	5月16日	〃
48年	5月20日	〃
50年	5月18日	〃
58年	5月15日	〃
平成15年	3月 1日	〃
16年	1月26日	〃
18年	9月16日	〃